

平成28年度東京都石神井学園事業概要

1 目的（児童福祉法第41条）

児童相談所の決定により、保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入園させ、家庭に代わって養護し、あわせて退所者への相談、その他の自立のための援助を行うことを目的とする。

2 沿革

明治5年(1872年) 東京府養育院創立。老人・児童・病弱者等、生活困窮者に援護事業を開始する。

明治42年(1909年) 「東京市養育院巣鴨分院」開設。老人等から児童を分離し事業を開始（石神井学園の創立）。

昭和17年(1942年) 現在地に新築移転、「東京市石神井学園」と改称する。

昭和18年(1943年) 都制施行により「東京都石神井学園」となる。

昭和23年(1948年) 児童福祉法の施行に伴い、同法に基づく「養護施設」となり、民生局の所管となる。

昭和48年(1973年) 養育家庭センターを開設する。（平成14年3月31日廃止）

昭和62年(1987年) 児童棟増改築工事完了に合わせ年齢別寮編成を廃止し、男女混成完全縦割り方式とする。

平成9年(1997年) 児童福祉法の改正により、名称を「養護施設」から「児童養護施設」に改称。

自立支援寮の試行運営を開始する。

平成12年(2000年) 「社会福祉法人東京都社会福祉事業団」が運営を受託する。

平成16年(2004年) 園外で、グループホームの運営を開始する。（翌年、二つ目のグループホームを開設）

平成17年(2005年) 地域子育て支援事業（ショートステイ等）を開始する。

平成18年(2006年) 東京都の指定管理者委託施設となる。（第一期：指定管理期間3年）

平成19年(2007年) 地域小規模型グループホーム（国型）の運営を開始する。児童定員16名増員

平成21年(2009年) 東京都の指定管理者委託施設となる。（第二期：指定管理期間3年）

平成23年(2011年) 一般児童寮で、試行的に男女別の寮編成を行い運営を開始する。

平成24年(2012年) 東京都の指定管理者委託施設となる。（第三期：指定管理期間3年）

平成27年(2015年) 東京都の指定管理者委託施設となる。（第四期：指定管理期間5年）
連携型専門ケア機能モデル事業を開始する。

3 施設規模及び27年度予算

(1) 所在地 東京都練馬区石神井台三丁目35番23号

(2) 敷地面積 31,481.11m²

(3) 建物規模 建物面積 3,642.30m² 床面積 5,598.20m²

事務室、児童棟4棟(2階建)、医務室、調理室、学習室、職員公舎
野球場等

(4) 指定管理料収入 558,518千円（平成28年度当初）

4 児童定員及び職員配置等（平成28年4月1日現在）

(1) 児童定員 134名

(2) 職員数及び組織

ア 職員数 92名【常勤73名(再任用・再雇用4名含)・非常勤19名】
 ほか臨時職員4名

イ 組織

園長一次長 { 管理係 : 一般事務 看護師 栄養士 一般技能 調理 連絡員
 養護係 : 福祉 心理

(3) 寮の運営体制

Aフロア { a寮 8名
 b寮 8名 } 児童16名

5 児童の状況（平成28年4月1日現在）

(1) 学齢別内訳 ※措置停止中・一時保護委託児童を含む。(人)

区分	園内 保育	幼稚園	小学校	中学校	高校	特別支援 高等部	訓練校 等	就職・ その他	合計
男子	0	2	24	11	13	3	1	0	54
女子	0	1	23	12	22	2	0	0	60
計	0	3	47	23	35	5	1	0	114

(2) 在園年数内訳

1年 未満	1~3 年未満	3~5 年未満	5~7 年未満	7~10 年未満	10年 以上	合計
43人	32人	16人	8人	9人	6人	114人
37.7%	28.1%	14.0%	7.0%	7.9%	5.3%	100.0%

(3) 入退所状況 (人)

	入所	退所
23年度	28	34
24年度	37	42
25年度	39	31
26年度	26	40
27年度	39	36

(注) 上段は人数、下段は構成比(端数処理により、内訳の合計が100%にならない場合がある。)

6 事業の内容

[基本方針]

恵まれた自然環境の中で、安全で安心な生活環境を整え、一人ひとりの児童の個性や能力を大切に、児童自身が本来持っている成長する力、回復する力を促しながら、個々の「最善の利益」に適った自立支援を目指す。また、親子関係の安定や再構築への支援及び退所した児童への支援に積極的に取り組む。

(1) 生活支援 ①児童の年齢や発達状況に応じた基本的な生活習慣、生活技術の習得、②集団生活を通じ協調性、自律的な生活態度の育成、③生活ルール・社会規範の遵守と社会の一員としての自覚の育成等。

(2) 就学支援 各教育機関はもとより、学習ボランティアやNPO法人等と連携しながら、児童への個別の指導・援助を充実し教育的効果を高め自立を支援する。

- (3) 余暇活動 園内外の諸行事への参加等を通し、児童の心身の健全な育成を図る。また、児童の自治的な活動への取り組みを促し、自主性や協調性などを育む。
- (4) 進路支援、自立援助及びアフターケア
各児童の意向や適性・能力に配慮し、進学・就職活動への支援を行う。また、卒園後も、職場定着の助言・激励等により、職場、社会への適応力を高めるための支援を行う。
- (5) 食生活・健康管理
調理室、医務室と寮職員が連携・協力して、児童の健康維持・増進と疾病予防を図り、児童の健全育成の基礎を固める。
- (6) その他 ボランティア・フレンドホームとの交流等により、より豊かな生活経験の場を提供する。

7 運営方針

- (1) 利用者本位のサービスの提供
 - ①専門的な支援の充実
児童相談所、学校、病院、保護者等と緊密な連携を図り、自立支援計画に基づく専門的支援を行う。
 - ②家庭的な寮運営の推進
小規模グループケアの寮運営を充実すると共に、グループホームを3箇所運営し家庭的養護を推進していく。
- (2) 公的な役割の強化
 - ①社会的養護のセーフティネットとしての役割
公的役割を果たすため、引き続き特別な支援を必要とする被虐待児や中高生の支援を充実していく。
 - ②重篤な被虐待児童の「連携型専門ケア機能モデル事業」の実施
重篤な症状をもつ被虐待児を受け入れるため、都と連携し「連携型専門ケア機能モデル事業」を実施する。
 - ③福祉人材養成等の支援施設としての役割
社会福祉士、保育士等の実習施設、児童福祉司等の研修施設として積極的に役割を果たしていく。
- (3) 人材育成の充実強化
 - ①OJT推進体制
OJT推進担当者及び新人職員育成担当者（チューター）を配置し、OJTを推進していく。
 - ②計画的・効果的な研修の実施
体系的な年間研修計画に基づき、特に、新任職員、非常勤職員への基本研修、技術向上研修を強化する。
 - ③運営体制の強化（権利擁護・災害対策・地域連携）
児童の権利擁護を重要課題として位置付け、年間計画に基づき、園全体での取組を強化していく。
防災訓練を適切に実施すると共に、事業継続計画等に基づく体制の整備を図っていく。
地域子育て支援の充実やボランティアの受入れなど、地域交流・連携を強化する。